

指定・認定・承認施設

名称	名称	名称
保険医療機関(医科・歯科)	臨床研修指定病院(管理型)	エイズ拠点病院
労災保険指定医療機関	地域周産期母子医療センター	生殖補助医療実施登録施設
救急告示医療機関	静岡県地域がん診療連携推進病院	臓器移植推進協力病院
救命救急センター	地域肝疾患診療連携拠点病院	DPC対象病院
地域医療支援病院	病院機能評価認定病院	

基本診療料の施設基準 受理状況

名称	算定開始日	名称	算定開始日
地域歯科診療支援病院歯科初診料	H22.4.1	重症者等療養環境特別加算	H25.5.1
歯科外来診療医療安全対策加算2	R7.8.1	栄養サポートチーム加算	R4.7.1
歯科外来診療感染対策加算3	R6.6.1	医療安全対策加算1(医療安全対策地域連携加算1あり)	H24.4.1
歯科診療特別対応連携加算	H24.4.1	感染対策向上加算1(指導強化加算)	R6.9.1
一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)	H24.10.1	患者サポート体制充実加算	H26.4.1
総合入院体制加算3	H22.4.1	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	H27.2.1
臨床研修病院入院診療加算	H16.7.1	ハイリスク妊娠管理加算	H21.2.1
救急医療管理加算	H22.4.1	ハイリスク分娩管理加算	H21.2.1
超急性期脳卒中加算	H20.4.1	病棟薬剤業務実施加算(加算1、加算2)	H31.3.1
妊産婦緊急搬送入院加算	H20.4.1	データ提出加算2	H24.10.1
診療録管理体制加算1	R6.6.1	入院支援加算1(地域連携診療計画加算、総合機能評価加算、入院時支援加算1あり)	R6.9.1
医師事務作業補助体制加算1(30対1)	R7.4.1	認知症ケア加算1	R1.7.1
急性期看護補助体制加算(25対1看護補助者5割以上)	H31.1.1	せん妄ハイリスク患者ケア加算	R2.4.1
夜間100対1急性期看護補助体制加算	R5.6.1	精神疾患診療体制加算	H28.4.1
夜間看護体制加算	R6.2.1	地域医療体制確保加算	R2.4.1
看護補助体制充実加算1	R6.6.1	地域歯科診療支援病院入院加算	H24.4.1
看護職員夜間配置加算12対1配置加算1	R1.1.1	ハイケアユニット入院医療管理料1	H31.3.1
療養環境加算	H19.1.1	小児入院医療管理料4	H25.5.1

- 一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)
当院では、1日に入院患者7人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。時間帯ごとの配置は各病棟に掲示しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。複数の病棟間で傾斜配置しています。
- 入院時食事療養費(Ⅰ)
当院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- ハイリスク分娩管理加算
当院では、専ら産婦人科に従事する常勤の医師が3名配置されています。あわせて常勤の助産師が17名配置されています。(令和7年4月1日時点)
令和6年1月～12月の1年間での分娩件数は150件でした。

特掲診療料の施設基準 受理状況

名称	算定開始日	名称	算定開始日
心臓ペースメーカー指導管理料の注4に規定する植込型除細動器移行期加算	H26.4.1	内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術)及び経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うものに限る)	R4.4.1
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	R2.4.1	内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)	R4.4.1
高度難聴指導管理料	H18.7.1	上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)	R6.6.1
糖尿病合併症管理料	H29.7.1	乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)	H24.10.1
がん性疼痛緩和指導管理料	H22.4.1	乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)	H24.10.1
がん患者指導管理料Ⅰ	H26.4.1	食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔癒孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び胆腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	H30.4.1
がん患者指導管理料Ⅱ	H26.4.1	経皮的冠動脈形成術	H26.4.1
婦人科特定疾患治療管理料	R4.4.1	経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)	R2.4.1
一般不妊治療管理料	R4.6.1	経皮的冠動脈ステント留置術	H26.4.1
生殖補助医療管理料Ⅰ	R4.6.1	磁気ナビゲーション加算	H26.8.1
二次性骨折予防継続管理料Ⅰ	R5.4.1	経皮的中隔心筋焼灼術	H18.4.1
二次性骨折予防継続管理料Ⅱ	R5.4.1	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	H18.4.1
二次性骨折予防継続管理料Ⅲ	R5.4.1	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー)	H30.4.1
下肢創傷処置管理料	R4.9.1	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術	H25.4.1
院内トリアージ実施料	H26.1.1	両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合)	H26.8.1
外来腫瘍化学療法診療料Ⅰ	R6.6.1	植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、	H25.11.1
がん治療連携計画策定料	H24.8.1	植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極抜去術	H25.11.1
肝炎インターフェロン治療計画料	H22.4.1	両心室ベージング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ベージング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合)	H25.11.1
薬剤管理指導料	H22.4.1	大動脈バルーンパンピング法(TABP法)	H18.4.1
医療機器安全管理料Ⅰ	H20.4.1	経皮的下肢動脈形成術	R2.4.1
歯科疾患管理料の「注1」に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料	H24.5.1	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	R2.8.1
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算	R5.5.1	腹腔鏡下肝腫瘍摘出術	H30.4.1
遺伝学的検査の注1	R6.6.1	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	H25.6.1
BRCA1/2遺伝子検査(血液を検体とするもの)	R2.4.1	腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	R2.1.1
先天性代謝異常症検査	R2.4.1	体外衝撃波腎・尿管結石破壊術	R2.4.1
HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	H26.4.1	腎腫瘍凝固・焼灼術(冷凍凝固によるもの)	R2.4.1
検体検査管理加算(Ⅳ)	H27.4.1	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)及び腹腔鏡下尿管	R3.7.1
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	H25.1.1	腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	R3.7.1
ヘッドアップティルト試験	H25.1.1	膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術	R1.6.1
神経学的検査	H26.4.1	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	R3.7.1
小児食物アレルギー負荷検査	R2.8.1	人工尿道括約筋植込・置換術	R1.5.1
内服・点滴誘発試験	H22.8.1	膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術(鼠径部切開によるもの)	R4.10.1
画像診断管理加算2	H20.4.1	精巣温存手術	R6.6.1
CT撮影及びMRI撮影	H25.5.1	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの)	R2.4.1
冠動脈CT撮影加算	H24.4.1	腹腔鏡下仙骨腫瘍摘出術	R1.11.1
心臓MRI撮影加算	H20.4.1	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術	H26.4.1
乳房MRI撮影加算	H28.4.1	術周期栄養管理実施加算	R4.7.1
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	H22.4.1	輸血管理料Ⅰ	H26.4.1
外来化学療法加算Ⅰ	H20.4.1	輸血適正使用加算	R2.4.1
無菌製剤処理料	H20.4.1	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	H26.4.1
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算及び急性期リハビリテーション加算あり)	H28.6.1	胃瘻造設時嚥下機能評価加算	H26.4.1
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算及び急性期リハビリテーション加算あり)	R1.6.1	菌周組織再生誘導手術	H24.4.1
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算及び急性期リハビリテーション加算あり)	H25.4.1	広範囲頸骨支持型装置埋入手術	R6.6.1
呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)(初期加算及び急性期リハビリテーション加算あり)	H27.4.1	麻酔管理料(Ⅰ)	H25.5.1
歯科口腔リハビリテーション料2	H26.4.1	術周期薬剤管理加算	R4.11.1
エタノール局所注入(甲状腺に対するもの)	H19.2.1	クラウン・ブリッジ維持管理料	H8.4.1
エタノール局所注入(副甲状腺に対するもの)	H20.1.1	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)	H25.7.1
人工腎臓(慢性維持透析を行った場合Ⅰ)	H30.4.1	看護職員処遇改善評価料72	R7.7.1
透析液水質確保加算	R4.1.1	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	R6.6.1
ストーマ合併症加算	R6.6.1	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	R6.6.1
歯科技工士連携加算Ⅰ	R6.6.1	入院ベースアップ評価料82	R6.6.1
後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるもの)	H30.9.1	酸素の単価	
椎間板内酵素注入療法	R2.4.1	CE 算定単価0.09円/小型ボンベ 算定単価3.45円	R7.4.1
経内障手術(流出路再建術(眼内法)及び(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術))	H30.4.1		
経外耳道的内視鏡下鼓室形成術	R4.4.1		
植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術、人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	R6.2.1		

令和7年10月1日現在